

年 月 日

ヘアドネーション申込書

八幡市長 宛て

八幡市ヘアドネーション活動協力補助金交付要綱に基づき、頭髮寄付を申し込みます。
申込にあたり、次の各項目について理解の上、同意いたします。

- ☐ 31cm以上の頭髮を寄付します。
- ☐ 31cm以上の頭髮をカットできなかった又は軽く引っ張っただけで切れてしまう傷みの激しい頭髮等、カット当日、理美容所の判断で寄付できないことが判明した場合、本申込は無効となること。
- ☐ 協力理美容所へ本事業の申込者であることを伝え、自身で予約をする。
- ☐ 本事業の範囲はヘアドネーションに係るカット及びその後同日に行う通常のカット（シャンプー・ブロー・顔剃り含む）となり、それ以外のサービス（カラー・パーマ等）については自費となること。
- ☐ ヘアドネーション後の頭髮を整えると予想以上に短いヘアスタイルになることがあること、また仕上がりに関して八幡市は関知しないこと。
- ☐ 寄付する頭髮は、申込者の所有物であり、どの団体に送付するかを申込者が決めた後、協力理美容所に用意されているレターパックの送付先の欄及びご依頼主欄（申込者の住所・氏名等）を記入すること。
- ☐ 寄付する頭髮は、申込者の所有物であり、申込者の名義での送付だが、投函は店舗に委任すること。また、投函予定日については、カット日から2週間の範囲で店舗と相談し決め、追跡番号保管用シールを受け取ること。
- ☐ 協力店舗は市への実績報告のため、カット実施前後の写真（後ろ姿等）や寄付する髪の毛の写真を撮影すること。
- ☐ 協力店舗から提出された写真（顔がわかるものを除く）について、市民への周知のため、次の媒体等への掲載に協力することができる。
- ☐ 広報やわた ☐ 市ホームページ ☐ 市が作成するチラシ等

☐ 市が発信するSNS等 ☐ 写真の掲載はできない

頭 髪 寄 付 者	フリガナ		生年月日
	氏名		
			電話番号
住所	〒		

八幡市記入欄	頭髪寄付申込番号		登録日		処理者	
--------	----------	--	-----	--	-----	--